別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
［一～九　略］	
［削る。］	
十	［削る。］
	［略］
	［削る。］
十一～十五	［削る。］
	［略］

別表第五の一（第十条関係　法の適用対象のもの）

番号	交付等
一	［略］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
二	［削る。］
	［略］

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
［一～九　同上］	
十	司法書士法施行規則第二十九条第一項の規定による領収証の作成（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
十一	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の作成
十二	［同上］
十三	土地家屋調査士法施行規則第二十七条第一項の規定による領収証の作成（同令第三十五条において準用する場合を含む。）
十四	土地家屋調査士法施行規則第四十六条の規定による領収証の作成
十五～十九	［同上］

別表第五の一（第十条関係　法の適用対象のもの）

番号	交付等
一	［同上］
二	司法書士法施行規則第二十九条第一項の規定による領収証の正本の交付（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
三	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の正本の交付
四	土地家屋調査士法施行規則第二十七条第一項の規定による領収証の正本の交付（同令第三十五条において準用する場合を含む。）
五	土地家屋調査士法施行規則第四十六条の規定による領収証の正本の交付
六	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。